

報告事項イ

適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成23年度結果）について

適正な経理処理の確保に向けた点検結果（平成23年度結果）について、別紙のとおり報告します。

平成23年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

適正な経理処理の確保に向けた点検結果 [平成23年度結果]

平成23年6月28日
教育総務課

1 趣旨

平成18年度及び平成20年度に発覚した不適切経理事案を教訓として風化させないためにも、適正な経理処理の確保(不適切経理の防止)に向けて、知事部局等と併せて、毎年度、定期的に全庁的な県費及び県費外会計の経理処理の状況について点検を実施しています。

鳥取県教育委員会における平成23年度点検結果をまとめたので、報告します。

2 点検の内容

点検期間	平成23年4月11日(月)～6月14日(火)
点検対象機関	事務局 19機関 (本庁:12課 地方機関:3機関 教育機関:4機関) 県立学校 31校 (高等学校:24校 特別支援学校:7校)
点検対象	処理に困っている資金、通帳等の存在 教職員が管理している資金等について、不適切な経理処理及び処理に困っている通帳等その他疑義のあるものの存在の有無及びその内容 県費外会計の現状
点検方法	教育委員会事務局及び県立学校に対して、上記点検対象に係る徹底した点検を指示して報告を受け、その内容に応じて必要な調査、確認を行った。

3 点検結果

処理に困っている通帳等の状況

ア 不適正な会計処理による資金造成等

不適切な経理処理による資金又は有価物等は認められなかった。

県費外会計

ア 県費外会計の現状（機関別・学校別・会計別の概要一覧表：別表）

【事務局】

(ア) 職員が事務局業務を行っている特例民法法人に係る会計

	所属名	会計数	うち 要改善	保有額（円） (H23.3.31 現在)
本庁	教育総務課	1	0	1,185,618,213
	人権教育課	1	0	19,615,408
	文化財課	1	0	11,231,130

(イ) 上記以外の会計

	所属名	会計数	うち 要改善	保有額（円） (H23.3.31 現在)
本庁	教育総務課	1	0	306,791
	教育環境課	1	0	583,875
	小中学校課	0	0	0
	特別支援教育課	0	0	0
	教育センター	0	0	0
	高等学校課	1	0	1,302,208
	家庭・地域教育課	5	0	1,945,834
	図書館	2	0	1,426,923
	人権教育課	1	0	1,029,811
	文化財課	2	0	409,113
	博物館	6	0	12,699,549
	スポーツ健康教育課	5	0	597,602
地方 機関	東部教育局	0	0	0
	中部教育局	2	0	492,391
	西部教育局	2	0	103,483
教育 機関	船上山少年自然の家	0	0	0
	大山青年の家	0	0	0
	埋蔵文化財センター	0	0	0
	むきばんだ史跡公園	1	0	43,046
計（ア+イ）		32	0	1,237,405,377

参考 前回（昨年度）点検時との相違

項目	内容	要因
会計数	+ 1（31 会計 32 会計）	各県持ち回り会計の増等

【県立学校】

	学 校 名	会計数	うち 要改善	保有額 (円) (H23.3.31 現在)
高等 学校	鳥取東	54	0	21,231,458
	鳥取西	43	0	90,042,710
	鳥取商業	53	0	35,410,747
	鳥取工業	64	0	45,183,775
	鳥取湖陵	68	0	16,420,648
	鳥取緑風	39	0	4,609,837
	青谷	42	0	7,583,079
	岩美	35	0	13,074,037
	八頭	82	0	89,205,373
	智頭農林	28	0	11,827,347
	倉吉東	60	0	31,461,485
	倉吉西	57	0	20,344,926
	倉吉農業	54	0	30,578,238
	倉吉総合産業	82	0	32,906,420
	鳥取中央育英	54	0	22,203,515
	米子東	68	0	25,149,365
	米子西	61	0	19,681,141
	米子	73	3	24,227,106
	米子南	66	0	27,422,547
	米子工業	60	0	37,789,155
	米子白鳳	35	0	2,914,422
	境	34	0	15,817,361
	境港総合技術	37	0	24,299,881
日野	33	0	6,805,627	
特別 支援 学校	鳥取盲	12	0	2,874,887
	鳥取聾	60	0	4,244,658
	鳥取養護	18	0	226,073
	白兔養護	76	0	5,395,552
	倉吉養護	57	0	2,688,782
	皆生養護	40	0	3,852,518
	米子養護	39	0	2,758,138
	計	1,584	3	678,230,808

参考 前回（昨年度）点検時との相違

項 目	内 容	要 因
会計数	28 (1,612 会計 1,584 会計)	・ 事務見直しによる会計の 統合、廃止等
要改善の会計数	+ 3 (0 会計 3 会計)	・ 4 ページ イのとおり

イ 要改善事項

米子高校において同校が所管する県費外会計を自主点検したところ、73会計
中3会計について次のような「要改善」事項が判明した。

学校徴収金会計について、11,000円の残金不足が発生。

(不足額11,000円は弁済済み)

年度前半、出納簿記帳をせずに通帳のみで管理を行うなど、誤った経理
処理を行った結果、資金管理が不十分となり、不足額の確認ができないま
ま、年度末の決算において残金不足を生じたものと思われる。

学校徴収金会計を除く2会計(PTA会計、クラブ後援会会計)について、
証拠書類の不備により、出納簿の作成など、県費外会計等取扱要綱に基づ
く適正な経理処理ができていなかった。

ウ 対応方針

教育行政監察担当において、米子高校から聴取調査を実施するとともに、関係
書類を確認し、次のとおり改善を指示した。

- ・学校徴収金会計の残金不足について、弁済を行うこと。
- ・学校の改善方針案に基づき、23年度以降適切な事務を行うこと。

【米子高校県費外会計事務処理改善策】

6月7日に担当者全員を集め、取扱方法を徹底。

・適切な経理処理に向けて、「県費外会計等取扱要綱」について周知する
とともに、誤りが起こりやすい経理処理等についても指導。

誤りを未然防止するため、複数チェックが働く体制を強化。

7月に全会計の処理状況を校長に報告させ、中間点検を実施。

4 他の県立学校の实地確認

このたびの自主点検結果報告を受け、適正な事務処理が行われているかどうか、教育行政監察担当による实地確認を実施した。

その際は、先行して実施した米子高校の实地確認で判明した問題点も踏まえた確認を行った。

< 調査概要 >

確認実施校	22校 県立学校(31校)のうち、過去2年間に实地確認を実施済みの学校を除く。
確認内容	・ 県費外会計等取扱要綱の作成状況及び各職員への周知状況 ・ 内部チェック体制の構築状況 ・ 要綱に基づく事務の実施状況、証拠書類の整備等
確認結果	各校が定める県費外会計等取扱要綱に基づいて、事務処理が適切に行われていた。

5 今後の対応

(1) 県費外会計の適正処理に向けた取組

- ・ 事務処理体制の明確化による不適正処理の未然防止を図るとともに、会計担当者の異動における預金通帳、出納簿等の引継事務の徹底を図る。
- ・ 「県立学校県費外会計等取扱要綱」の教職員への周知徹底に引き続き取り組む。

(2) 県費外会計の取扱の必要性の検討

- ・ 各学校及び事務局においては、点検結果を踏まえ、県が取り扱う合理的な理由、必要性を再度整理し、必要性が認められないものについては取扱を中止するなど改善策を検討する。

(3) コンプライアンス研修の継続実施

- ・ 今夏を中心に、各学校及び事務局単位でコンプライアンス研修を実施する。

(4) 点検等の実施

- ・ 教育行政監察担当による適正経理に関する点検、行政監察を引き続き実施する。

適正な経理処理の確保に向けた現状点検結果(県費外会計関係)

1 職員が事務局業務を行っている特例民法法人に係る会計

番号	所属名	会計等の名称	点検結果	保有額(円) ※1	平成22年度 決算額(円) ※2	会計の内容	職員が取り扱っている理由等
1	教育総務課	財団法人鳥取県教育関係職員互助会会計	適正	1,185,618,213	1,162,921,212	互助会事業(福祉事業、短期給付、貸付事業、互助年金事業、団体生命保険事業、職員録発行事業)の会計	行政運営上、その地位を兼ねることが認められている団体であり、役員及び係員を併人発令している。
2	人権教育課	財団法人鳥取県育英会会計	適正	19,615,408	2,640,667	財団法人鳥取県育英会の基本財産及び運用財産の会計(学生寮一般会計を除く)	関東地方の大学に通う本県出身者を対象とした学生寮の設置・運営を行う公益法人であり、事務局を人権教育課に置いているため。
3	文化財課	史跡鳥取藩主池田家墓所保存会	適正	11,231,130	56,213,367	史跡鳥取藩主池田家墓所保存会に係る事務局の会計	財団設立の目的である、史跡鳥取藩主池田家墓所の保存・活用を行うためには、連絡調整や関係機関との連携、事務の効率化からも文化財課に事務局を置くことが望ましく、運営規定上でも定められているため。
			合計	1,216,464,751	1,221,775,246		

※1 特例民法法人については、保有額を財務諸表上の正味財産額(平成22年度決算時)としている。

※2 特例民法法人については、決算額を収支計算書上の総収入額(平成22年度決算時)としている。

2 1以外の会計

番号	所属名	会計等の名称	点検結果	保有額(円) ※1	平成22年度 決算額(円) ※2	会計の内容	職員が取り扱っている理由等
1	教育総務課	教育労働運動記者会	適正	306,791	534,806	教育労働運動記者会の経理	教育労働運動記者会からの要望による
2	教育環境課	鳥取県教育施設整備期 成会事務局会計	適正	477,883	592,878	教育施設の整備促進に係る業 務の事務局の会計	本会は公立学校教育施設の整備促進を図ることを目的としており、この目的を果たすため、全国組織とも連携を図って活動している。公立学校施設の整備事務は教育環境課が所管しているため、事務局を当該に設置しているものである。
		鳥取県教育施設整備期 成会事務局会計(切手)		105,992	325,394		
3	高等学校課	鳥取県産業教育振興会	適正	1,302,208	2,467,341	鳥取県産業教育振興会事務局 の会計	学校、県教育委員会と産業界が連携し、産業教育の振興を図ることを目的とした会であり、職務と密接に関連しているため。
4	家庭・地域教育課	ケータイ・インターネット 教育啓発推進協議会 計(国委託)	適正	1,177,352	1,177,352	国委託事業(青少年を取り巻く 有害環境対策の推進事業)に 係る会計	国委託事業(青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業)の委託経費の受入及び事業実施のため(解約済み)
5		ケータイ・インターネット 教育啓発推進協議会 計(県委託)	適正	716,613	607,587	県委託事業(ケータイ・インター ネット教育啓発推進事業)に係 る会計	県委託事業(ケータイ・インター ネット教育啓発推進事業)の委託 経費の受入及び事業実施のため

番号	所属名	会計等の名称	点検結果	保有額(円) ※1	平成22年度 決算額(円) ※2	会計の内容	職員が取り扱っている理由等
6		鳥取県社会教育協議会	適正	786	974,394	鳥取県社会教育協議会に係る 会計	県及び各市町村が応分の負担を行い、本県の社会教育の振興発展に寄与することを目的とした団体であり、課内に事務局を設置しているため
7	家庭・地域教育課	鳥取県家庭・地域教育推進協議会(家庭教育支援総合推進事業/地域における家庭教育支援実施のため(解約済み)会計)	適正	0	5,867,035	国委託事業(家庭教育支援総合推進事業/地域における家庭教育支援実施のため(解約済み)に係る会計)	国委託事業(家庭教育支援総合推進事業/地域における家庭教育支援実施のため(解約済み)に係る会計)
8		鳥取県社会教育委員連絡協議会	適正	51,083	332,493	鳥取県社会教育委員連絡協議会に係る事務局の会計	県及び各市町村の社会教育委員をつなぐ連絡会であり、課内に事務局を設置しているため
9	図書館	鳥取県図書館協会	適正	138,330	968,144	鳥取県図書館協会活動等に係る経費を取り扱う会計	鳥取県図書館協会は、県立図書館が中心となって設立した団体で、同館内に事務局を設置し、活動している団体である。館種を越えた県内相互協力の骨組み作りへの県立図書館の果たす役割は大きい。県内図書館の連絡の中核である県立図書館が会計事務を取り扱うのが適当と考えられる。
10		遠藤董先生顕彰会	適正	1,288,593	1,324,039	遠藤董先生顕彰会活動に係る経費を取り扱う会計	遠藤董先生顕彰会は、県立図書館創設に大きく関わった遠藤を顕彰する団体であり、県立図書館内に事務局を設置し、活動している団体である。県立図書館が会計事務を取り扱うのが適当と考えられる。
11	人権教育課	鳥取県人権教育調査研究会	適正	1,029,811	4,209,220	文部科学省から共同研究事業として事業委託を受けた「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」(国費10/10)に係る会計	社会教育における人権教育の推進を目的とした国庫委託事業のみを行う団体であり、委員は教育長が委嘱し、事務局を人権教育課に置いているため。

番号	所属名	会計等の名称	点検結果	保有額(円) ※1	平成22年度 決算額(円) ※2	会計の内容	職員が取り扱っている理由等
12	文化財課	鳥取県文化財保存協会	適正	409,105	1,201,388	文化財関係図書頒布事業に係る会計	本会の会員は、文化財の所有者及び管理者で構成されており、連絡調整や関係機関との連携など、事務の効率化からも文化財課に事務局を置くことが望ましく、規約上でも定められているため。
13		ユネスコ世界寺子屋運動募金	適正	8	8	賛同者による募金	世界中のすべての人が、読み書きや計算を学べるように教育の機会を提供するために始められた募金活動を、所管課として率先して行うため。
14	博物館	鳥取県立博物館振興会	適正	5,519,085	11,882,834	鳥取県立博物館振興会が行う刊行物の制作、頒布等の事業に係る会計	鳥取県立博物館振興会規約により、その事務所を当館に置くことになっている。(昭和47年10月1日から)
15		鳥取県ミュージアムネットワーク会計	適正	946,993	1,010,373	鳥取県ミュージアムネットワークが行う博物館相互の情報交換、共同研究の実施、出版物の発行等の事業に係る会計	鳥取県ミュージアムネットワーク規約により、当館に事務所を置くことになっている。(平成15年12月18日から)
16		鳥取県博物館協会会計	適正	75,207	618,710	鳥取県博物館協会が行う研究会・講演会の開催、会誌の発行等の事業に係る会計	鳥取県博物館協会会則により、当館に事務所を置くことになっている。(昭和47年7月29日から)
17		鳥取地域史研究会会計	適正	285,698	604,170	鳥取地域史研究会の行う月例会の開催、研究誌の発行、講演会の開催等の事業に係る会計	鳥取地域史研究会規約により、当館に事務所を置くことになっている。(平成10年2月28日から)
18		鳥取民俗懇話会会計	適正	34,811	243,704	鳥取民俗懇話会の行う月例会の開催、研究史の発行、民俗調査の実施等の事業に係る会計	「鳥取民俗懇話会」規約により、事務局を当館に置くことになっている。(平成5年5月23日から)
19		鳥取県生物学会会計	適正	5,837,755	7,671,600	鳥取県生物学会の行う研究発表会・講演会の開催、採集・調査の実施及び会誌の発行等の事務並びに「鳥取県レッドリスト」作成業務等に係る会計	鳥取県生物学会規約により、事務局を当館(当初は鳥取県立科学博物館生物指導研究室)に置くことになっている。(昭和35年5月28日から)

番号	所属名	会計等の名称	点検結果	保有額(円) ※1	平成22年度 決算額(円) ※2	会計の内容	職員が取り扱っている理由等
20		第56回中国地区学校保健研究協議大会実行委員会	適正	23,205	30,000	第56回中国地区学校保健研究協議大会開催に係る会計	毎年中国5県持ち回りで開催している学校保健の研究協議大会が平成23年度は鳥取県開催であり、事務局を当課にしているため
21		鳥取県学校保健会	適正	109,227	1,356,256	鳥取県学校保健会の活動経費に係る会計	学校保健に関する団体であり、スポーツ健康教育課内に事務局を置いているため
22	スポーツ健康教育課	鳥取県体育施設協会	適正	465,170	651,230	鳥取県体育施設協会事業に係る会計	県内における体育施設の適正な運営についての協議や、体育・スポーツの振興のための会員相互の連絡調整等のとまりまどめを行っており、スポーツ健康教育課内に事務局を置いているため
23		鳥取県体育指導委員協議会事務局会計	適正	0	1,020,341	鳥取県体育指導委員協議会事業に係る会計	体育指導委員は、スポーツ振興のため住民に対してスポーツに関する指導、助言等を行うとともに、行政と住民のコーディネータ役を担っているところである。スポーツ振興に関する事務は、スポーツ健康教育課が所管しているおり、当課に事務局を置いているため。
24		中国地区体育指導委員研究協議大会	適正	0	3,879,891	中国地区体育指導委員研究協議大会にかかる会計	中国地区の体育指導委員の資質向上のための研究協議大会は、各県持ち回りで開催しており、平成22年度は、本県が担当県であった。県体育指導委員協議会の事務局を当課に置いていることから中国地区体育指導委員研究協議大会の事務局も本課に置いた。

番号	所属名	会計等の名称	点検結果	保有額(円) ※1	平成22年度 決算額(円) ※2	会計の内容	職員が取り扱っている理由等
25	中部教育局	東伯郡社会教育協議会 会計(通帳)	適正	491,028	1,603,839	東伯郡社会教育協議会に係る 事務局会計	郡全体の社会教育を総合的に推 進するために設置された協議会で あり、その事務局及び会計を引き 受けたもの。
26		東伯郡社会教育協議会 会計(郵券)	適正	1,363	4,023	東伯郡社会教育協議会に係る 事務局会計	郡全体の社会教育を総合的に推 進するために設置された協議会で あり、その事務局及び会計を引き 受けたもの。
27	西部教育局	西部地区人権・同和教 育振興会議会計	適正	79,484	275,375	当該市町村からの負担金の収 入事務及び事業実施にあたっ ての支出事務	当会の目的である西部地区にお ける人権・同和教育の推進を図る ための学校教育及び社会教育の 各種研修会実施に当たり、各団 体・市町村・保・幼・小・中・高・特 別支援の各学校の連絡・調整に は適任であると考えられるため。
28		西部地区社会教育担当 者研究協議会会計	適正	23,999	53,304	会費等の収入事務及び事業実 施にあたっての支出事務	当会の目的である西部地区にお ける社会教育の振興を図るため の施策検討、教育計画の策定、各 種研修会の実施に当たり、各市町 村相互の連絡・調整には適任であ ると考えられるため。
29	むきばんだ史跡公園	妻木晩田遺跡活用実行 委員会会計	適正	43,046	520,046	妻木晩田遺跡の活用に係る実 行委員会会計	「妻木晩田遺跡」の積極的活用を 目的とする団体であり、県の施策 と密接な関係があるため。
		合計		20,940,626	52,007,775		

※1 平成23年3月31日現在の保有額

※2 平成22年度の総収入額(前年度からの繰越額を含む)

泉費外会計個表(米子)

番号	会計等の名称	点検結果	保有額 ※1	平成22年度 決算額 ※2	会計の内容	教職員が取り扱っている理由等
1	学校徴収金会計	要改善	989,348	26,085,711	各種負担金、特別活動に係る経費等を取り扱う会計	学校全体に関わる経費であり、職員が扱うことが効率的であるため
2	PTA会計	要改善	786,656	3,400,205	PTA活動に係る経費を取り扱う会計	学校教育に深く関係する団体であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
3	クラブ後援会会計	要改善	4,365,015	8,385,168	クラブ活動振興に係る経費を取り扱う会計	学校教育に深く関係する団体であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
4	生徒会会計	適正	2,130,014	4,708,510	生徒会活動に係る経費を取り扱う会計	生徒会活動に速やかに対応して会計処理にあたるため
5	生徒表彰メダル積立会計	適正	159,767	159,767	卒業時の生徒表彰に係る会計	生徒の教育活動を十分に把握し、表彰しなければならぬため
6	同窓会会計	適正	1,015,665	1,866,884	同窓会活動に係る経費を取り扱う会計	学校教育に深く関係する団体であり、また学校に常駐していない会員が会計処理を行うことは困難であるため
7	進路模試会計	適正	28,003	1,404,670	進路模試に係る経費を取り扱う会計	受検者の掌握と事務処理を速やかに行うため
8	進路会計	適正	416,334	463,863	進路指導に係る経費を取り扱う会計	学校に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
9	研修旅行積立会計 (21年度入学生)	適正	0	15,124,724	研修旅行に係る経費を取り扱う会計(22年度内で終了、解約)	団体旅行として、業者との契約、連絡調整が必要であるため
10	研修旅行積立会計 (22年度入学生)	適正	11,942,604	12,035,004	研修旅行に係る経費を取り扱う会計(23年度に決算)	団体旅行として、業者との契約、連絡調整が必要であるため
11	鳥取県高等学校体育 連盟会計	適正	2	125,215	高体連からの派遣費補助金等を取り扱う会計	競技種目への派遣費を受領するため
12	鳥取県高等学校文化 連盟会計	適正	330,017	638,377	高体連からの派遣費補助金等を取り扱う会計	派遣部門への補助金を受領するため
13	1年1組学級費会計	適正	10	745,533	1年1組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担任が会計処理を行う。

泉費外会計個表(米子)

番号	会計等の名称	点検結果	保有額 ※1	平成22年度 決算額 ※2	会計の内容	教職員が取り扱っている理由等
14	1年2組学級費会計	適正	214,996	830,278	1年2組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
15	1年3組学級費会計	適正	0	819,259	1年3組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
16	1年4組学級費会計	適正	0	772,479	1年4組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
17	2年1組学級費会計	適正	0	797,343	2年1組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
18	2年2組学級費会計	適正	0	651,692	2年2組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
19	2年3組学級費会計	適正	0	920,704	2年3組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
20	2年4組学級費会計	適正	190,998	922,379	2年4組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
21	3年1組学級費会計	適正	0	1,095,082	3年1組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
22	3年2組学級費会計	適正	0	1,464,370	3年2組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
23	3年3組学級費会計	適正	0	1,102,882	3年3組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
24	3年4組学級費会計	適正	0	1,067,722	3年4組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
25	4年1組学級費会計	適正	0	16,000	4年1組の教材費等の購入を目的として徴収する学級費	教科毎に徴収する手数を軽減するため各教科の教材購入費を学級費として徴収し、その後、各教科担当が会計処理を行う。
26	野球部後援会会計	適正	989,295	1,645,776	部活動(大会、遠征)にかかる経費、用具代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため

県費外会計個表(米子)

番号	会計等の名称	点検結果	保有額 ※1	平成22年度 決算額 ※2	会計の内容	教職員が取り扱っている理由等
27	男子バスケット部費	適正	48,767	146,321	部活動(遠征にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
28	女子バスケット部費	適正	18,310	33,470	部活動(遠征にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
29	女子バスケット部ユニフォーム積立	適正	15,501	15,501	部活動に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
30	バレーボール部費	適正	87,950	97,752	部活動(大会、遠征にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
31	女子サッカー部部費	適正	41,431	370,614	部活動(大会、登録にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
32	男子バドミントン部費	適正	100,800	114,999	部活動(大会にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
33	女子バドミントン部費	適正	60,832	167,058	部活動(大会にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
34	ダンス部部費	適正	84,227	506,066	部活動(大会にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
35	ソフトボール部部費	適正	10,044	22,914	部活動(大会にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
36	茶道部部費	適正	29,140	73,362	部活動(茶会にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
37	華道部部費	適正	0		材料購入費その都度精算のため、出納簿もなし	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
38	吹奏楽部部費	適正	12,859	418,356	部活動(大会にかかる経費、消耗品代を含む)に関する経費	学校教育に深く関係する活動であり、また学校に常駐していない保護者が会計処理を行うことは困難であるため
39	社会福祉基礎会計	適正	0	12,300	授業時(実習を含む)の経費、学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため

県費外会計個表(米子)

番号	会計等の名称	点検結果	保有額 ※1	平成22年度 決算額 ※2	会計の内容	教職員が取り扱っている理由等
40	生活教養会計	適正	0	126,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
41	服飾手芸会計	適正	0	35,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
42	発達と保育会計	適正	0	20,900	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
43	家庭看護福祉会計	適正	0	13,500	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
44	被服製作会計	適正	0	35,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
45	社会福祉実習会計	適正	0	72,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
46	社会福祉援助技術会計	適正	0	800	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
47	児童文化会計	適正	0	12,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
48	家庭科技術検定(被服・ 食物)会計	適正	0	235,807	検定費用	生徒の検定費用であり、職員が扱うことが適当であるため
49	家庭科技術検定(保育) 会計	適正	0	14,400	検定費用	生徒の検定費用であり、職員が扱うことが適当であるため
50	家庭科実習会計	適正	3,414	741,727	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
51	家庭クラブ会計	適正	30,197	124,942	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の実習等に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
52	コンピューターグラフィック 会計	適正	0	414,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため

県費外会計個表(米子)

番号	会計等の名称	点検結果	保有額 ※1	平成22年度 決算額 ※2	会 計 の 内 容	教職員が取り扱っている理由等
53	音楽科会計	適正	0	244,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
54	2年生総合学習会計	適正	0	149,009	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
55	地歴・公民教材会計	適正	3	76,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
56	版画教材会計	適正	0	105,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
57	デジタルデザイン教材 会計(3年)	適正	0	512,075	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
58	デジタルデザイン教材 会計(2年)	適正	0	273,039	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
59	クラフトデザイン教材会計	適正	0	80,010	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
60	写真教材会計	適正	0	359,021	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
61	構成教材会計	適正	0	64,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
62	美術 I 教材会計	適正	0	680,099	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
63	デザイン表現教材会計	適正	0	88,011	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
64	絵画教材会計(2・3年生)	適正	0	55,866	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
65	素描教材会計(1年生)	適正	55,860	210,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため

県費外会計個表(米子)

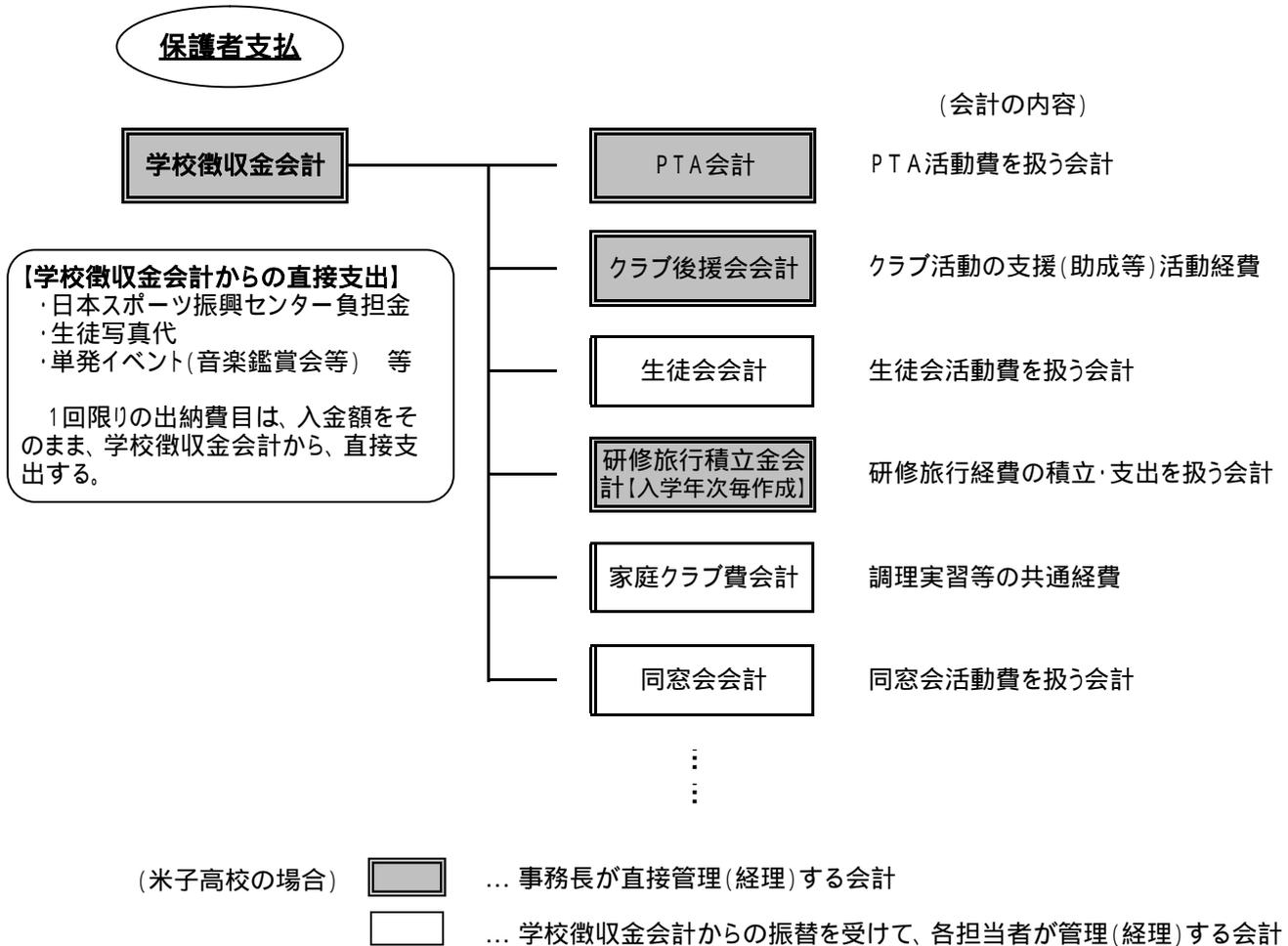
番号	会計等の名称	点検結果	保有額 ※1	平成22年度 決算額 ※2	会計の内容	教職員が取り扱っている理由等
66	素描教材会計(2・3年生)	適正	68,987	366,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
67	彫刻教材会計	適正	0	75,010	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
68	秘書検定会計	適正	0	87,500	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
69	野外活動会計	適正	0	120,000	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
70	3年次生総合学習会計	適正	0	137,327	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
71	商業・情報科教材会計	適正	0	715,690	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
72	産業社会教材会計	適正	0	48,195	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
73	フラワーデザイン教材 会計	適正	0	234,020	授業時(実習を含む)の経費、 学級費に含まれる。	生徒の授業に係る会計であり、職員が扱うことが適当であるため
合計			24,227,106			

※1 平成23年3月31日現在の保有額

※2 平成22年度の総収入額(前年度からの繰越額含む)

県費外会計について

県費外会計の流れ



学校徴収金会計とは

- ・ 保護者に負担していただくべき経費のうち、教育指導上、学校で一括して扱うことが必要な経費。
- ・ 県費ではないことから、PTA総会等で予算の承認、監査、決算の承認を行うもの。
- ・ 各学校独自に集金しており、対象経費の内容は、各校さまざま。
- ・ 米子高校では、研修旅行積立、PTA等各種団体への負担金、教材費等を集めている。